

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年12月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員及び評議員の選任について、法令及び定款に基づき適切に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に対して通知を発しななければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発すること。 （法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条）</p>	<p>今後、評議員会の日の1週間以上前までに各評議員に対して通知を行う。</p>
2	<p>評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の議事録に当たり、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 （法第45条の11、規則第2条の15）</p>	<p>今後は、議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>
3	<p>評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない者があった。</p> <p>ついては、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。 （法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1（5）、（6））</p>	<p>候補者確認書により欠格事由に該当しないか等を確認していたが、履歴書については、新任のみ徴収していた。</p> <p>今後は、留任・新任問わず全員から事前に履歴書及び候補者確認書を徴収する。</p>
4	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理</p>	<p>監事選任議案に関する監事の同意は口頭で確認しており、今後は、在任監事の過半数の同意を得ていることを証するため同意書により同意の事実を残すよ</p>

<p>事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>うにする。</p>
---	--------------